

---

# 海洋境界画定に関する国際判例の動向

江藤 淳一  
Eto Junichi

---

## はじめに

1945年9月のトルーマン米国大統領の大陸棚宣言に始まる海洋秩序の再編成は、1958年の「大陸棚に関する条約」(大陸棚条約)を経て、1982年の「海洋法に関する国際連合条約」(国連海洋法条約)における大陸棚と排他的経済水域(EEZ)という二つの制度に結実した。

この新たな海域に対する各国の主権的権利の主張は、世界の多くの海域で境界画定をめぐる紛争を惹起し、その解決が各国の外交課題となった。大陸棚条約第6条は、大陸棚の境界は関係国の合意によって決定するものとし、合意がない場合には、特別の事情により他の境界線が正当と認められないかぎり、その境界は関係国の領海基線から等しい距離にあると定めた(以下、等距離・特別事情の原則)。これに対して、大陸棚の境界画定に関する国際司法裁判所(ICJ)の最初の事件となった1969年の北海大陸棚事件判決は、等距離・特別事情の原則は慣習法として確立していないとの見解を示し、これに代わって、衡平原則(equitable principles)に従って、すべての関連事情を考慮して合意によって画定を行なうというのが国際法の原則および規則であるとの結論を下した(以下、衡平原則・関連事情の原則)。これ以降、国際判例においては、大陸棚とEEZ(または漁業水域)の両者の境界画定について、衡平原則・関連事情の原則が慣習法であるとの見解が支持されるようになる。

ところが、国連海洋法条約は、衡平原則・関連事情の原則を採用せず、EEZと大陸棚の両者につき、「衡平な解決を達成するために、国際司法裁判所規程第38条に規定する国際法に基づいて合意により行う」(74条1項、83条1項)と規定するにとどまった。他方、この条約を転機として、最近の国際判例においては、海域の境界線の決定にあたっては、まず暫定的に等距離線を引き、衡平な結果を達成するために関連事情を考慮して等距離線の調整を行なう2段階アプローチが定着しつつある。2006年4月11日のバルバドス・トリニダードトバゴ事件の仲裁判決は、このアプローチを「等距離・関連事情」の原則と呼び、従来の等距離・特別事情の原則と衡平原則・関連事情の原則の一本化をはかった。

本稿は、下記の12の判決の分析に基づき判例の動向を明らかにするとともに、海洋境界画定紛争の解決にあたって考慮すべき基本的な問題につき検討を加えることを目的とする。なお、海洋境界画定に関する法は、後述するように、ICJの判例法(case law)と仲裁判例(arbitral jurisprudence)を通じて発展してきたと言える。本稿では、この判例法と仲裁判決の両者を国際判例として一括して扱うことにする<sup>(1)</sup>。

- 1969年 North Sea Continental Shelf cases (NS) (Federal Republic of Germany/Denmark, Netherlands) ICJ Reports 1969, p. 4. (以下、本件を引用する際は、NSと略記して判決のパラグラフ番号を示す〔以下の事件も同様〕)。
- 1977年 Anglo-French Continental Shelf case (A/F) 18 Reports of International Arbitral Awards, p. 10.
- 1982年 Tunisia/Libya case (T/L) ICJ Reports 1982, p. 12.
- 1984年 Gulf of Maine case (GM) (United States/Canada) ICJ Reports 1984, p. 8.
- 1985年 Guinea/Guinea-Bissau case (G/G) 25 International Legal Materials (ILM) (1986) p. 251
- 1985年 Libya/Malta case (L/M) ICJ Reports 1985, p. 241.
- 1992年 St. Pierre and Miquelon case (SM) (France/Canada) 31 ILM (1992) p. 1145.
- 1993年 Greenland/Jan Mayen case (JM) (Norway/Denmark) ICJ Reports 1993, p. 10.
- 1999年 Eritrea/Yemen case (E/Y) 40 ILM (2001) p. 983.
- 2001年 Qatar/Bahrain case (Q/B) ICJ Reports 2001, p. 13.
- 2002年 Cameroon/Nigeria case (C/N) ICJ Reports 2002, p. 47.
- 2006年 Barbados/Trinidad and Tobago case (B/T) 45 ILM (2006) p. 800.  
(イタリックは仲裁裁判、下線は大陸棚の境界画定のみを扱った事件を示す)

## 1 関連海域の特定

ここでは関連海域は、境界画定の際に考慮の対象となる海域という意味で用いる。この海域の特定は、裁判所が衡平原則に基づく考慮を行なう際に重要な役割を果たすものであり、本来は裁判のなかで何らかの形で行なわれるはずであるが、実際上の困難（地理的な状況と第三国の請求の存在）からそれが行なわれない場合もある（L/M 74）。ここでは、明確な形でこの特定が行なわれたヤン マイエン事件を参考にして、その問題点にふれておきたい<sup>(2)</sup>。

ヤン マイエン事件では、グリーンランド（デンマーク領）とヤン マイエン（ノルウェー領）間（両島間の距離は約250海里）の大陸棚と200海里漁業水域の境界画定が紛争の主題であった。ノルウェーは、両島の間接線による境界画定を主張したのに対し、デンマークは、グリーンランドがヤン マイエン（定住人口のない小島）に対し完全な200海里の大陸棚と漁業水域の権原をもつと主張し、権原が重複する水域についてはヤン マイエンの水域をまったく認めないという立場をとった（JM 60）。

裁判所は、最初に、当事者の議論で重要な役割を果たしてきた三つの海域を示した。第一は、デンマークの主張する200海里境界線とノルウェーの主張する中間線で囲まれた区域で、これを「重複請求区域（area of overlapping claims）」と呼ぶ。この区域の南限はアイスランドの200海里EEZの限界線である。第二は、デンマークの200海里境界線とヤン マイエンが本来権原をもつ大陸棚と漁業水域の200海里境界線で囲まれた区域で、これを「潜在的重複権原区域（area of overlapping potential entitlement）」と呼ぶ。第三の区域は「境界画定紛争に関連する区域（relevant area）」である。これは、デンマークの主張に従い、「重複請求区域」の両端の点からヤン マイエンまでの距離と同じ距離の点をグリーンランドの海岸上にとり、それらの点を結んだ線で囲まれた区域である（JM 18 21, 同判決45ページの地図参照）。

この海域の特定で注目されるのは、まず、重複請求区域に加えて、潜在的重複権原区域（他国が存在しなければ権利主張を行なうことができる区域）を認めたことである（巻頭エッセイ参照）。これは、国際法によって認められる可能性のある最大限まで請求している国とそうでない国との衡平をはかる趣旨である。これにより、グリーンランドが完全な200海里水域をもつとの主張はヤン マイエンの権利と衡平の要素に反するとされた（JM 59, 70）。また、「境界画定紛争に関連する区域」は、グリーンランドとヤン マイエンの海岸のそれぞれの長さとの両島に帰属する区域の面積との均衡性をはかる際の関連海域とされ、この均衡性の考慮に基づき重複請求区域のなかで中間線の修正が行なわれた（JM 68, 69, 91, 92）。

このヤン マイエンの関連海域の特定に関連して二つの点を指摘しておきたい。第一は、関連海域にかかわる第三国の水域の存在の問題である。ヤン マイエン事件の場合、アイスランドの水域にノルウェーもデンマークも合意していたので、その水域が関連海域の南限となった。しかし、このような合意がない場合は第三国の水域の扱いは難しい問題を提起する。これまでの判例では、第三国の主張する水域に関して予断するものではないとしつつ当事国の求める海域に関し判断を下すもの（*A/F* 28）のほか、第三国の水域を関連海域から除外するか（*L/M* 21, *E/Y* 136, 164）、曖昧なままに残す（*G/G* 94）という方法、あるいは、当該水域には影響を及ぼさないよう、そこに至る境界線の方向のみを示す（*T/L* 130, *Q/B* 249, *C/N* 307）という方法がとられている。第三国の水域を除外する方法をとると、十分な境界画定を行なうことができなくなるおそれがある。

第二は、関連海域に関する関連海岸の認定の問題である。ヤン マイエン事件では、裁判所は、デンマークが設定した点に合理性があることを認めたが、その際に根拠となる規準を示していない（JM 21）。ただ、デンマークがとった方法以上に合理的な方法を提示できるかと言えば、それは困難かもしれない。関連海域の設定方法に反対した裁判官はいなかったと指摘されている<sup>(3)</sup>。これまでの判例でも、請求が重複する区域に延びていない海岸は除外されるとの立場（*T/L* 75）がとられていたが、具体的に設定された点については十分な理由がないと思われる例も少なくない（*T/L* 75, *GM* 221, *SM* 93）<sup>(4)</sup>。

なお、ヤン マイエン事件で、ノルウェーは関連海域の法的意義を否定した（JM 20）。確かに、等距離線（中間線）による境界画定を主張し、関連事情の考慮の余地はないという立場に立てば、関連海域の特定は必要ない。しかし、実際には、関連事情、とくに海岸の長さが検討されなかったことはない。

## 2 適用法（applicable law）の認定

国際法の基本的な考え方に従えば、紛争当事国に適用できる条約規定があるときはその条約規定が適用法となり、それがなければ慣習法上の規則が適用法となる。

最初の一般的な条約は大陸棚条約であるが、この条約は当事国の数があまり多くはない（日本も未批准）。また、当事国の場合であっても、境界画定に関する第6条への留保のため一部区域に適用されないこともあった（*A/F* 61）。さらに、この条約は大陸棚のみに関するものなので、大陸棚とEEZに同一（単一）の境界線を引くように求められる場合には、その適

用が排除されることもあった (GM 124, SM 40)。このため、大陸棚条約の規定が適用法となった例は少ない (A/F 48, 205, JM 45)。

北海大陸棚事件では、西ドイツが批准していなかったため、大陸棚条約は適用されず、また、その第6条が慣習法であるとの主張も認められなかった (NS 60 81)。裁判所は、これに代わって、衡平原則・関連事情の原則が国際法の原則および規則であると判示した (NS 85)。この原則は、大陸棚の境界画定に関する *opinio juris* (法的信念) を当初から反映している基本的法観念に合致しており (NS 85)、裁判所の判決が公正で衡平でなければならないという一般的な根拠に基づくものとされる (NS 88)。その後の判例では、この衡平原則・関連事情の原則が慣習法上の原則として位置づけられるようになる (A/F 75, GM 123, L/M 26 29, JM 46)<sup>5)</sup>。

その後、この衡平原則・関連事情の原則と大陸棚条約第6条の等距離・特別事情の原則との関係を整合的に理解する判例の一つの流れが生じた。英仏大陸棚事件判決は、等距離・特別事情という単一の複合規則は、衡平原則という一般規範に特定の表現を与えるものであり (A/F 70)、個々の境界画定方法の選択は、大陸棚条約の下であれ、慣習法の下であれ、地理その他の関連事情に照らし、かつ、画定は衡平原則に従うべしとの基本的規範に照らして決定されなければならないとの見解を示した (A/F 97)。また、ヤン マイエン事件では、大陸棚に関しては大陸棚条約が、漁業水域には慣習法が適用されたが、いずれの場合も暫定的に中間線を引き、大陸棚については特別事情を考慮して、漁業水域については関連事情を考慮してそれぞれ調整を行なうとする一方 (JM 49 53)、大陸棚条約第6条の特別事情と衡平原則に基づく関連事情は、衡平な解決を達成するという観点から同化する傾向にあると指摘した (JM 56)。この同化 (密接な相互関係) の認識は、その後の判例に受け継がれ (Q/B 231, C/N 288)、バルバドス・トリニダード トバゴ事件判決が「等距離・関連事情」の原則と呼んだ (B/T 242) 2段階アプローチとなる。

ヤン マイエン事件判決は、これに関連して、「この裁判所の判例法や仲裁判例を通じて、また、国連海洋法会議の作業を通じて発展した一般国際法」が「関連事情」の概念を採用してきたと指摘した (JM 55)。ここでは、おそらく慣習法とは異なる、判例と条約作業を通じて形成される「一般国際法」の認識が表明されている。「特別事情」と「関連事情」の同化はまさにこうした「一般国際法」を通じて行なわれてきたものであり、海洋境界画定に関する法の発展過程を示す典型と言えよう。

最近では、国連海洋法条約の発効と当事国数の増加を受けて、国連海洋法条約の第74条1項と第83条1項を適用法とする判例がみられるようになった (E/Y 130 131, C/N 285, B/T 193)。しかし、「衡平な解決を達成するために、国際司法裁判所規程第38条に規定する国際法に基づいて合意により行う」と定めるこの二つの規定は、条約交渉において衡平原則派と等距離原則派が対立した結果の妥協の産物であり、特定の規則を指示するものではない。このため、この規定は「問題を合意により解決する必要を表明し、衡平な解決を達成すべき義務を想起させるだけである」(GM 95) とか、「達成されるべき目標を設定するがその達成のための方法については沈黙する」ものであり、「基準を設定することを差し控え、基準に特



定の内容を与えることは、国または裁判所に任せている」(LM 28)と評価されてきた。ただし、「国際判例法によりこの分野でもたらされる発展の継続に扉を開くのに役立つ」(GM 95)とも指摘されていた。

これに対し、最近のバルバドス・トリニダード トバゴ事件判決は、この二つの規定を積極的に評価している。すなわち、「このみたところ簡単で曖昧な定式は、条約や慣習法に具体化された法規則を当事者間の画定にふさわしいものとして広く考慮することを可能にし、また、同様に国際法の一般原則、および、この一群の法規則の理解や解釈について国際裁判所 (international courts and tribunals) の判決や学識者が果たしてきた貢献を考慮することも可能にする」(BT 222)と述べる。これは、先のヤン マイエン事件判決の一般国際法の認識をさらに進め、たんに条約や慣習法だけでなく、国際法の一般原則や判決・学説などを総合的に考慮して、国際法の内容を明らかにするという立場を示したものである。

今後、多くの場合、海洋境界画定に関する適用法は国連海洋法条約第74条1項と第83条1項となる。これにより、裁判所は、慣習法の議論に立ち入ることなく、衡平な解決を達成するための境界画定の方法の検討に移ることができる。等距離・関連事情の原則は適用法の問題としてではなく、画定方法の問題として論じられることになる<sup>(6)</sup>。

### 3 画定方法の選択

北海大陸棚事件判決は、衡平原則・関連事情の原則を示した際、大陸棚の境界画定に関する特定の方法を指示しなかった (NS 84, 101(B))。その後の判例では、等距離方法以外に、事実上、歴史上の境界線の考慮 (TL 117 121, 133B(4) G/G 111)、海岸その他からの垂線 (GM 213, 229, G/G 111)、海岸正面の投影 (SM 70) といった方法が採用されている。しかし、1993年のヤン マイエン事件以降は、まず暫定的に等距離線を引き、関連事情を考慮して調整を行なう方法 (等距離・関連事情の原則) が定着している<sup>(7)</sup>。

当初、境界の画定方法を決定する際の最も重要な要因は、海岸の関係、すなわち、向かい合う (相対の) 関係か、隣り合う (隣接の) 関係か (または、その他) であった。北海大陸棚事件では、3カ国の海岸が並んでおり、西ドイツの海岸がへこんだ形状 (凹型) であったため、等距離線が西ドイツにとってきわめて不衡平な結果になるとの理由により、等距離線の適用が否定された (NS 89)。その後も、隣接の海岸の事例では等距離の方法は採用されなかった (TL 110, GM 155 156, G/G 103, SM 37 41)。それに対して、北海大陸棚事件判決も言及したように (NS 57)、相対の場合は等距離線 (中間線) が衡平な結果をもたらすと考えられ、実際にも等距離の方法が採用されている (AF 109, 205, LM 62, JM 51 53, EY 131 132)。さらに最近では、隣接の場合にも等距離の方法が適用されるようになった (Q/B 230, C/N 290)。

この判例の展開は、大陸棚に対する権原 (大陸棚に対して管轄権をもつ根拠) の変化によっている。北海大陸棚事件では、大陸棚は陸地領土の自然の延長 (自然延長論) とされ (NS 19, 43)、これにより、境界画定は「陸地の自然の延長をなす大陸棚すべての部分を、他の領土の自然の延長に侵入しないで、できるだけ多く残すような仕方で行うべきである」(NS 101(C)(1)) とされた。しかし、その後、国連海洋法条約は、EEZの影響により、海

底の地形にかかわらず200海里の距離までを大陸棚と規定し(76条1項)、200海里内では「海岸からの距離」が大陸棚に対する権原となった。

この規定を受けて、判例の展開を促したのはリビア・マルタ事件である。この判決は、現代の法では、大陸棚の制度とEEZの制度がともに関連しているため、EEZの範囲は大陸棚の境界画定について考慮される関連事情の一つとなり、両者に共通の要素としての「海岸からの距離」がより重視されると判示した(L/M 33)。これにより、海底地形の不連続性に代表される地球物理学的、地質学的要因を理由とする権原の主張は200海里内においてはもはや過去のものであると断定された(L/M 40)。他方、海岸からの距離規準によって大陸棚に対する権原が根拠づけられるからといって、等距離が境界画定の唯一の適切な方法となるわけではなく(L/M 43)、等距離の方法に一般規則としての地位や義務的、優先的な方法の地位を付与するものではないと指摘した(L/M 77, 同旨としてT/L 110, GM 107, 162, G/G 102, SM 38)。こうして、裁判所は、境界画定における距離規準の優位を認めたものの、権原の原則を画定の方法に直結することには慎重な姿勢を示した。

これ以降、サンピエール・ミクロン事件を除き、判例は、隣接の場合も含めて、暫定的に等距離線(領海基線の最も近い点から等距離にある点を結んだ線)を引く方法を採用するようになる(上記参照)。しかし、それは衡平な解決をもたらすための方法の一つであって、他の方法による衡平な結果の達成を排除する趣旨ではないとされてきた。最近のバルバドス・トリニダード・トバゴ事件判決も、境界画定において通常適用されてきた方法は等距離・関連事情の方法であるが、いかなる方法もそれだけが当然に義務的であるとはみなしえないと述べている(B/T 306)。しかし、この判決は、さらに一歩進めて、等距離の方法が一定の確実性をもつと指摘し、別の方法を用いる場合には十分に根拠のある正当な理由が必要であると論じて(B/T 306)、等距離・関連事情の方法の優位性を認めるに至った。裁判所は、この方法が確実性の必要と衡平な解決に関連する事情の考慮の両者を確保することに満足すると述べている(B/T 307)。

このように判例を通じて、現在では等距離・関連事情の原則が確立しつつある<sup>(8)</sup>。これにより、衡平な境界画定が裁判官の印象により左右されるのを回避し、画定過程に一定の客観性が担保されることになる。しかし、この方法は、ようやく優位性が認められたものの、大陸棚条約が適用される場合とは異なり、一般に義務的に適用される規則として確立したわけではない。裁判所は、客観的な方法の確立をめざしながらも、国家実行(とくに国連海洋法条約に等距離の方法が明記されていないこと)を無視することのないよう自制しているようにみえる。

#### 4 関連事情の考慮

北海大陸棚事件判決は、大陸棚の境界画定について、衡平原則に従ってすべての関連事情を考慮して合意により行なうという原則を示した(NS 101(C)(2))。これにより、境界画定において何が関連事情にあたるかが中心的問題の一つとなり、地理、地質、地形、資源、経済状況、安全保障、航行等、さまざまな関連事情の主張がなされた<sup>(9)</sup>。これに対して、裁

判所は、関連事情として考慮される要因は、当事者にとっては無限でありうるが、裁判所にとっては法のなかで発展してきた大陸棚制度に関連する (pertinent) ものに限定されるとの見解を示した (L/M 48)。また、早い時期から、主に地理的事情を考慮するとの考えを示す判例もあり (A/F 96, GM 59)。最近ではその傾向が強くみられるようになった (B/T 233)。

こうした判例の展開は、EEZの制度の確立によってもたらされたと言える。すでに検討したように、海域に対する権原が「海岸からの距離」に変わったことにより、海岸の地理が最も関連のある事情となったのである (B/T 224, 233)。また、多くの事例において、紛争当事国が大陸棚とEEZについて単一の境界線を引くことを要求したため (GM 26, G/G 42, SM 36, E/Y 132, Q/B 168, C/N 286)、裁判所は、大陸棚とEEZのどちらか一方だけに関連する事情を優先することをためらい、地理的性質をもつ中立的規準の追求に向かった (GM 194, L/M 33, B/T 228)。なお、国家実行は圧倒的に単一の境界線の設定を支持するものの、わずかな例外 (とくにトレス海峡) も存在するため、裁判所はこの実行が慣習法として確立したとは考えていないようにみえる (B/T 235)。

他方、裁判所は地理的要因以外の関連事情を完全に排除しているわけではない。メイン湾事件において、裁判所は、漁業等の活動の規模が関連事情として考慮できないことは明らかであるとしつつも、境界線の画定の結果が「関係諸国の住民の生計と経済的厚生に破局的影響をもたらす可能性がある」場合には、その不衡平を是正するために考慮されるとの見解を示した (GM 237)。ヤン マイエン事件では、この判例法に従うとしながら、漁業資源への衡平なアクセスを確保することが必要であると、これを関連事情として考慮して等距離線 (中間線) の修正を行なっている (JM 75 76)。

これに対し、バルバドス・トリニダード トバゴ事件判決は、このヤン マイエン事件判決をきわめて例外的なものと位置づけた。一方の国民による (従来) の公海上での伝統的漁業に基づき境界線の調整を決定するという立場を支持する慣習や条約国際法の原則はなく、それをとくに支持するのは Sir Gerald Fitzmaurice の見解とヤン マイエン事件判決だけであり、それは国際法の規則を確立させるには不十分であると論じている (B/T 269)。この見解は、漁業資源の要因は関連事情となりえないとの立場に立ちつつ、それを覆す材料が不十分であるという論理に基づいており、漁業資源の要因を関連事情とすることにきわめて否定的な姿勢を示したものと言える。ただし、この判決は、境界画定とは別の問題として、法廷での当事国の確約に基づき、漁業問題に関し誠実に交渉を行なうべき当事国の義務を認定している (B/T 283 292)。

最近では裁判所が非地理的要因を取り上げることはあまりない。北海大陸棚事件判決は、地質学的要因を関連事情に挙げたが (NS 101(D)(2))、それ以降、この要因が考慮されたことはなく、ヤン マイエン事件以降はほとんど議論すら行なわれていない。人口や経済発展等の社会経済的要因が主張されることもあるが、海洋境界画定の制度には関係がないとされてきた (T/L 107, L/M 50, G/G 122 123, JM 79 80)。当事国の活動のうち、石油・天然ガス開発のコンセッションは、それが多年にわたり尊重されてきたとの理由から関連事情として認められた例があり (T/L 96)。最近の判例でもコンセッションや油井の存在が当事者の明示



または黙示の合意を示す場合には考慮の対象になるとされているが (C/N 304, B/T 364)、実際には考慮されていない。なお、石油・天然ガスの資源開発に関し通報協議義務にふれた例もある (E/Y 86)。安全保障上の利益は、しばしば関連事情として提起されるが (最近では、JM 81, E/Y 21)、裁判所は関連事情となる可能性は否定していないものの (G/G 124, L/M 51, JM 81)、それを明示に考慮した例はない。航行の利益も時おり関連事情として主張されるが (A/E 162, GM 233, G/G 121)、領海の画定に関する例 (E/Y 128) を除き明示に考慮したとみられる例はない。ほかに、生態系上の境界 (GM 51-55) や文化的要因 (JM 79) が主張された例があるが、いずれも考慮されなかった。以上のように非地理的要因は関連事情として考慮されることは少ないと言えるが、ただし、画定方法の選択の際に暗黙に航行の利益が考慮されたのではないかといった例がある (SM 70)<sup>10)</sup> ので注意する必要がある。

ところで、地理的要因には、海岸の形状、海岸の長さ、海岸の関係 (相対が隣接か)、島の存在等がある。このうち、境界画定の過程において特別の重要性をもつとされるのが、海岸の長さである (B/T 236)。海岸の長さが境界画定に対し決定的な影響をもつのは、海域に対する権原の根拠が海岸だからであり、それゆえ衡平規準に照らして考慮されなければならない関連事情であると説明される (B/T 239)。ほかに地理的要因としては島の存在も重要であるが、ここでは、紙幅の関係から、海岸の長さにかかわる均衡性の要因を簡単に取り上げるにとどめる。

北海大陸棚事件判決は、関係国に帰属する大陸棚の広さと、海岸の一般的方向に従って計測されるそれぞれの海岸線の長さとの合理的な程度の均衡性 (比例性 proportionality) を、考慮すべき最後の要因として挙げた (NS 98, 101(D)(3))。これは、隣接する海岸で、凹型の形状であるという事情に配慮したものであったが、それ以降、そうした特別な地理的事情の有無にかかわらず、すべての事件において均衡性の検討が行なわれるようになる。しかし、均衡性の役割や実際の考慮の仕方には事件ごとに相違があり、均衡性の適用には不可解な点もみられる。

均衡性の役割については、当初は境界線の衡平性の事後的な検証とみる見解が示されたが (T/L 130-131)、その後、この見解を支持しつつも海岸線の長さの相当の不均衡は線引きの修正を必要とするとの考え方がとられた (GM 185)。さらに、島と大陸ないしは最大の島との間の境界画定であったリビア・マルタ事件やヤン・マイエン事件では、海岸の長さの顕著な違いを関連事情として考慮して等距離線 (中間線) の修正が行なわれた (L/M 66-73, JM 68-69, 91-92)。リビア・マルタ事件では、そのうえで事後的な検証 (L/M 74-75) も行なわれている。ヤン・マイエン事件後も、事後的な検証とする立場 (E/Y 168, B/T 240, 379) と等距離線の修正の要因とみる立場 (Q/B 243, C/N 301) があるが、いずれも均衡性に基づく等距離線の修正は行なわれていない。ただし、最近のバルバドス・トリニダード・トバゴ事件では、暫定的な境界線の設定の際に海岸正面の海域への投影を考慮して等距離線の修正が行なわれたうえで、その結果の衡平性について均衡性による検証が行なわれている (B/T 376-379)<sup>11)</sup>。

判例の蓄積にもかかわらず、均衡性の考慮はいまだにきわめて主観的なものと言わざるをえない。例えば、関連する海岸と海域の正確な決定が行なわれない例 (L/M 74, Q/B 243,



C/N 301)、関連する海岸と海域を決定する際に十分な理由が示されない例 (T/L 75, GM 221, SM 93)、海岸の長さの不均衡がどのように等距離線の調整に反映されたか明らかでない例 (JM 91-92) がある。最近のバルバドス・トリニダード トバゴ事件でも、裁判所は、均衡性は広い概念であり、均衡性の感覚 (sense of proportionality) であると述べ、均衡性は海域の帰属を数理的に決定するものではないとの立場をとり (B/T 376)、海岸の長さや海域の面積に関し何ら比率を示さないまま均衡性の結論が下されている (B/T 376-380)。かくして均衡性の考慮がどの程度に最終的な海洋境界の画定に影響を及ぼすのか、その予測はきわめて困難である。

このように関連事情を地理的要因に限定したとしても、その客観的な考慮には限界がある。バルバドス・トリニダード トバゴ事件において、裁判所は、法原理により制約される (constrained by legal principle) なかで衡平な結果の達成のために司法的裁量を行使する権利と義務をもつと声明し、それだけが唯一の線はきわめて稀だと指摘した (B/T 244)。裁判所は、実際に、トリニダード島とトバゴ島の海岸正面を境界線に反映させる際、どこで調整を行なうかを決定するための魔法の公式 (magic formulas) があるわけではないと述べたうえで、適用法の制限内で裁量を行使するとした (B/T 372-374)。衡平な結果を達成するために等距離線を修正する必要がある場合、その修正に関しては裁判所の裁量行使が伴うことになろう (JM 90)。

## おわりに

海洋境界画定に関する国際法は、もっぱら判例に基づいて形成されてきた。現在では、等距離・関連事情の原則が定着し、主に地理的要因が関連事情として考慮されている。地質学的・地形学的要因に基づく自然延長論のような主張が受け入れられる余地はもはやなくなった。こうした状況のなかで、2006年、韓国、中国は、国連海洋法条約第298条に基づき、それぞれ海洋境界画定に関する紛争について条約上の義務的な裁判手続を受け入れない宣言を行なった<sup>(12)</sup>。判例を通じた境界画定の客観化により裁判の予測可能性が高まった結果と言えよう。

しかし、境界画定の客観化とは言っても、そこには限界がある。第一に、等距離の方法は、優位性を認められたと言っても、一般規則として義務的に適用される方法とはみなされていない。第二に、関連事情として地理的要因が重視されるとしても、その他の要因がまったく排除されたとは言えない。第三に、均衡性等の関連事情がいかなる場合に考慮の対象となるか、また、考慮の結果をどのように境界線に反映させるかについて明確な規準がなく、裁判所の裁量に委ねられている。これらの点をあわせ考えると、裁判による境界画定にはまだ予測が困難な面も多く残る。

こうした限界は、海洋境界画定に関する判例法が、裁判規範にとどまるのか、それとも、行為規範として国家実行を規律しうるのであるかという問いにつながる。バルバドス・トリニダード トバゴ事件判決は、他の紛争中の諸国の衡平な解決を求める交渉の助けとなるよう、判例において確立した法原理に合致した画定を行なうことが必要であると述べている (B/T

243) 外交交渉への指針の提供という裁判所の願いは、義務的な裁判制度が完備していない現実のなかで、果たしてどの程度交渉担当者に届くものであろうか。

- (1) この分野の国際判例の分析を中心としたこれまでの研究として、井口武夫「最近の海洋区域をめぐる国家間の境界画定に関する国際法の動向 『衡平 (Equity)』原則の導入の意義」『東海法学』13号 (1994年) 33-124ページ; 三好正弘「海洋の境界画定」、国際法学会編『日本と国際法の100年 (第3巻:海)』、2001年、163-187ページ。
- (2) 関連海域の特定に関しては、H. Thirlway, “The Law and Procedure of the International Court of Justice 1960-1989, Part Six,” *British Year Book of International Law*, Vol. 65 (1995) pp. 45-54.
- (3) *Id.*, p. 53.
- (4) この点に関し、位田隆一「最近の海の境界画定紛争における比例性の原則 国際法における比例性原則の研究」『法学論叢』124巻5-6号 (1988年) 99-100ページ。
- (5) ただし、ChurchillとLoweは、裁判所は、国家実行や*opinio iuris*を検討せず、慣習法が何かを宣言しており、したがって、ここで扱うのはもっぱら裁判官法 (judge-made law) だと述べている。R. R. Churchill and A. V. Lowe, *The Law of the Sea* (3rd ed., 1999) p. 185. 衡平原則の慣習法化の意義については、兼原敦子「大陸棚の境界画定における衡平の原則 (3・完)」『国家学会雑誌』101巻11・12号 (1988年) 46-101ページ。
- (6) Quintanaは、当初、等距離は国際法の原則と一般にみなされていたが、いまでは「他の方法に関して優先的地位をもたない単なる一つの方法となった」と指摘する。J. J. Quintana, “The International Court of Justice and the Formation of General International Law: The Law of Maritime Delimitation as an Example,” A. S. Muller et al. (eds.) *The International Court of Justice* (1997) p. 373. ただし、本論で次に述べるように、最近では、他の方法に対する優位性が認められるようになっている。
- (7) 等距離・関連事情の原則に関しては、P. Weil, *Perspectives du droit de la délimitation maritime* (1988) (英訳 *The Law of Maritime Delimitation: Reflections*, 1989) を参照。
- (8) Thirlway は、等距離線を引き、それを調整する方法は、少なくとも画定を求められる裁判所にとって「いまや確立するに至った」と論じている。H. Thirlway, “The Law and Procedure of the International Court of Justice 1960-1989, Supplement, 2005: Parts One and Two,” *British Year Book of International Law*, Vol. 76 (2006) p. 33. また、Evans も、最近の二つの判例 (Q/BとC/N) は、等距離・特別事情のアプローチの優位を再確立したと指摘する。M. Evans, “Maritime Boundary Delimitation: Where Do We Go From Here?” D. Freestone et al. (eds.) *The Law of the Sea: Progress and Prospects* (2006) p. 138.
- (9) 関連事情に関する文献は多数にのぼるが、最近の体系的な研究として、Y. Tanaka, *Predictability and Flexibility in the Law of Maritime Delimitation* (2006) を参照。
- (10) J. I. Charney, “Progress in International Maritime Boundary Delimitation Law,” *American Journal of International Law*, Vol. 88 (1994) pp. 247-248.
- (11) この事件も含め、事後の検証で不均衡とされ修正が行なわれた例がないことから考えて、事後の検証で不均衡とならないよう、関連海域の特定や線引きの修正等の操作が行なわれているとみるべきかもしれない。この点に関し、サンピエール・ミクロン事件のWeil判事の反対意見参照。ILM, Vol. 31 (1992) p. 1207, para. 25.
- (12) 韓国の宣言は2006年4月18日、中国の宣言は2006年8月25日。国連の海洋法のサイトを参照 (at [http://www.un.org/Depts/los/settlement\\_of\\_disputes/choice\\_procedure.htm](http://www.un.org/Depts/los/settlement_of_disputes/choice_procedure.htm), as of Aug. 20, 2007)。

えとう・じゅんいち 上智大学教授  
j-eto@sophia.ac.jp